

特別名勝松島管理計画（七ヶ浜町関係）

| | |
|----------------------|---|
| 1 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称 | 特別名勝 松島 |
| 2 指定年月日 | 大正12年3月7日（名勝指定） 昭和27年11月22日（特別名勝指定） 昭和36年6月26日（一部指定解除） |
| 3 史跡、名勝又は天然記念物の所在地 | 宮城郡七ヶ浜村（現七ヶ浜町）の御殿崎突角より桃生郡宮戸村（現東松島市宮戸）波島の南端を見通す線と同郡（現東松島市）鳴瀬川河口右岸より波島の東端を見通す線との結合線以内の海面並びに島嶼の全部及び宮城郡七ヶ浜村より桃生郡鳴瀬川河口右岸に至る沿海の大字の全部のうち、塩竈市、七ヶ浜町の一部を除いた地域 |
| 4 管理計画を定めた教育委員会 | 宮城県教育委員会 |
| 5 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況 | <p>宮城県は、昭和3年5月31日付けで、保存のために必要な管理及び復旧にあたるものとして、名勝松島の管理団体に指定された。また戦後の文化財保護法においても引き続き管理団体の指定を受けている。宮城県では管理団体として昭和51年に保存管理計画を策定した。以後、社会状況の変化に応じておおむね10年ごとに改訂してきている。</p> <p>平成22年の改訂では、まず特別名勝松島の価値とそれを構成する要素を再整理し、保存すべき要素を確認した。そして、それらの分布状況をこれまで管理のために行ってきた保護地区区分に反映させることにより、保存管理を地域の実情により細かく対応しうるものとした。また、現状変更等の取扱指針は、特別名勝松島の景観の保護と地域住民の生活・生業との調和を図りうるものとした。</p> <p><u>また、平成25年度には、事務の迅速化・簡素化や地元でのより適切な保存管理を図るため、保護地区区分の1B・1C・2B・3種保護地区について、宮城県（松島町・七ヶ浜町・利府町分）と東松島市・塩竈市が現状変更等の許可権限の委譲を受けた。</u></p> <p>なお、現状変更申請については、平成24年度において個別権限委任により県及び市が許可したものが155件、国による許可が257件となっている。</p> |

| | |
|----------------------------------|---|
| <p>6 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針</p> | <p>特別名勝松島の保存管理に当たっては、以下の3項目を基本方針として管理を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特別名勝松島を構成する要素の価値に応じた保存管理を図る 2 地域住民の生活・生業と調和のとれた保存管理を図る 3 活用を視野に入れた保存管理を図る <p>また、管理の方法は以下の通りである。</p> <p>特別名勝松島については、地質・地形上の特性、植生上の特性、現況の土地利用及び保護の必要度等を考慮して、特別、第1種～第3種及び海面の5つの保護地区に区分して保存管理を図る。</p> <p>更に、第1種保護地区と第2種保護地区においては、それぞれの地域をきめ細かく保存管理するために、第1種保護地区を3地区に、第2種保護地区を2地区にそれぞれ小区分する。以下に、各地区の定義及び概要を示す。</p> <p>(1) 特別保護地区</p> <p>特別名勝松島の自然的・人文的景観が典型的に残っており、眺望の中心となる最も重要な地区である。ここには特別名勝松島の基本的な要素である地質・地形、植生が最も良好に存在し、また、瑞巖寺周辺など歴史的な景観を残す区域もある。</p> <p>(2) 第1種保護地区</p> <p>特別保護地区に準じ、特別名勝松島の風致景観を保持する上で近景・遠景として大切な役割を果たしている地区である。これまでの人の手の加わり方、地区内の市街地のあり方などを総合的に判断して次の1A～1Cの3地区に小区分した。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 1A地区 <p>第1種保護地区のうち、特別保護地区に隣接し、自然的な風致景観を構成する地形・植生等の基本的な要素が特に良好に残っている地区である。</p> <ol style="list-style-type: none"> ② 1B地区 <p>第1種保護地区のうち、宅地・農地等、人為的な土地利用が行われている地区である。集落・農地等も人文的な景観を構成する要素のひとつとなっている。</p> <ol style="list-style-type: none"> ③ 1C地区 <p>第1種保護地区のうち、既に市街地となっている地区である。自然的な風致景観を背景に、これらと密接に関連して展開される市街地の景観を形成している。</p> <p>(3) 第2種保護地区</p> <p>第1種保護地区に準ずる地区で、海上又は展望地点からの主に遠景と</p> |
|----------------------------------|---|

| | |
|---|--|
| | <p>して大切な役割を果たしている地区である。基本的な要素の分布状況及びこれまでの人の手の加わり方に基づき次の2 A、2 Bの2地区に小区分した。</p> <p>① 2 A地区</p> <p>第2種保護地区のうち、自然的な風致景観を構成する地形・地質・植生等の基本的な要素が良好に分布する地区である。</p> <p>② 2 B地区</p> <p>第2種保護地区のうち、市街地・宅地・農地・工業用地等の人為的な土地利用が行われている地区である。市街地（集落を含む）・農地等も人文的な景観を構成する要素となっている。</p> <p>（4）第3種保護地区</p> <p>既に宅地・商業地・農地等の人為的な土地利用が行われている地区で、特別名勝松島の風致景観に直接及ぼす影響は少ないものの、他の地区の地形・地質・植生等の自然的要素を保持する上で大切な役割を果たしている地区である。</p> <p>（5）海面保護地区</p> <p>松島の風致景観の特質ともなっているまとまりのある多島海の主要な構成要素であり、海上からの近景はもとより、陸上の展望地点からの遠景としても重要な地区である。</p> |
| <p>7 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域</p> | <p>（1）現状変更等の許可の基準</p> <p>適用区域の区分については、前項および区分図のとおりである。このうち、第1種保護地区（1 B・1 C）、第2種保護地区（2 B）、3種保護地区の現状変更等（現状変更及び保存に影響を及ぼす行為。以下、「現状変更等」という。）について、文化財保護法第125条の規定による許可及びその取り消し並びに停止命令に係る文化庁長官の権限に属する事務を、<u>宮城県教育委員会が行っている。</u></p> <p>（1）基本指針</p> <p>特別名勝松島の指定地内における現状変更等の基本的な取扱指針については以下のとおりである。</p> <p>1) いかなる現状変更等であっても、その程度が必要最小限になるように配慮されており、特別名勝松島の保存に著しく支障をきたすものではないものとする。</p> <p>2) 現状変更等の行為のうち、特別名勝松島の保存・活用を目的とするもの、人命等の安全確保等のために必要不可欠なもの及び学術的調査研究に伴うものについては、位置が当該地以外ではその用をなさず、形態・意匠等が風致景観に配慮されたものに限り認める。</p> |

3) 自然公園法・森林法・都市計画法等の関係する各法令との調整を図るものとする。

4) 関係者の所有権・鉱業権・その他の財産権に係るものについては、関係者との調整を図るものとする。

5) 管理のための計画に定めのない事項については、関係者との協議のうえ個別に判断することとする。

(2) 取扱指針

現状変更等の行為に対する取扱指針は以下のとおりである。

① 第1種保護地区（1B地区）

1) 建築物の新築及び改築等

農林漁業用住宅・農林漁業用施設・分家住宅・民宿、住民が営む日常生活店舗等の新築及び既存建築物の改築等は、周囲の風致景観に影響を与えない範囲で許容する。

意匠：外観等は、周囲の風致景観と調和させること。

高さ：既存規模又は高さ10mを超えないこと。かつ主要な展望地点から眺望した際に丘陵の尾根線を越えないこと。また、海岸線の眺望の確保に努めること。

建築面積：専用户建住宅については、建築面積が120㎡を超えないように努めること。農林漁業用施設・民宿、住民が営む日常生活店舗等の生業に係る建築物については、1B地区内にある同一用途の建築物の規模を超えないように努めること。その他の建築物については個別に判断される。上記のいずれの取扱においても、住民生活に配慮する。

2) 建築物以外の工作物の新築及び改築等

位置・形態・意匠に関して主要な展望地点からの景観シミュレーション等により十分な検討を行い、風致景観に与える影響が軽微であることを確認したもので、生活上必要不可欠なものについて許容する。

② 第1種保護地区（1C地区）

1) 建築物の新築及び改築等

建築物の新築・改築については、周囲の風致景観に影響を与えない範囲で許容する。

意匠：外観等は、周囲の風致景観と調和させること。

高さ：既存規模又は高さ10m（場所によって13m又は15m）を超えないこと。かつ主要な展望地点から眺望した際に丘陵の尾根線を越えないこと。また、海岸線の眺望の確保に努めること。

建築面積：専用户建住宅については、建築面積が120㎡を超えない

いように努めること。その他の建築物については、1 C 地区内にある同一用途の建築物の規模を超えないように努めること。
上記のいずれの取扱においても、住民生活に配慮する。

2) 建築物以外の工作物の新築及び改築等

位置・形態・意匠に関して主要な展望地点からの景観シミュレーション等により十分な検討を行い、風致景観に与える影響が軽微であることが確認されたもので、生活上必要不可欠なものについて許容する。

③ 第2種保護地区（2 B地区）

1) 建築物の新築及び改築等

建築物の新築、改築は、特別名勝松島の保存に支障をきたすもの以外許容する。

意匠：外観等は、周囲の風致景観と調和させるように努めること。

高さ：既存規模又は高さ 10m（場所によって 13m 又は 15m）を超えないこと。かつ主要な展望地点から眺望した際に丘陵の尾根線を越えないこと。また、海岸線の眺望の確保に努めること。

建築面積：2 B 地区内にある同一用途の既存の建築物の規模を大きく超えないように努めること。

2) 建築物以外の工作物の新築及び改築等

設置位置、形態、意匠に関して主要な展望地点からの景観シミュレーション等により十分な検討を行い、景観に与える影響が軽微であることが確認されたもので、生活上必要不可欠なものについて許容する。

④ 第3種保護地区

1) 建築物の新築及び改築等

建築物の新築及び改築については、特別名勝松島の保存に大きく支障をきたすもの以外を許容する。

意匠：外観等については、周囲の風致景観と調和させるように留意すること。

高さ：主要な展望地点から眺望した際に丘陵の尾根線を越えないこと。また、海岸線の眺望の確保に努めること。

建築面積：特に制限をしないが、必要な規模にとどめること。

2) 建築物以外の工作物の新築及び改築等

特別名勝松島の保存に大きく支障をきたすもの以外は許容する。

以下の項目については、各地区共通

3) 土地の造成

地形の改変を伴う造成は原則として認めない。ただし、既に宅地や農地などとして利用されている範囲内において、住民の生活・生業に係る造成を許容する。

4) 木竹の伐採等

〈1〉基本的な要素であるマツ林及びその他の自然植生地においては、原則として木竹の伐採を許容しない。ただし、①マツ林及び落葉広葉樹二次林において植生環境を維持する場合、②安全確保の措置を行う場合、③特別名勝の保存・活用を目的とする行為を行う場合については許容する。

〈2〉人工林において林業施業等により伐採を行う場合には、伐採したものと同量の植栽を行うこととする。

〈3〉新たに植栽を行う場合には、周囲の植生及び風致景観と調和した樹種を選択することとする。

公共公益事業の取扱い

1) 道路

路線の選定にあたっては、特に主要な展望地点からの景観を損なうことがないように配慮し、地形・植生の改変を極力避けること。また、道路整備により、沿道の開発及びさらなる道路整備が誘発されることも考慮し、将来的な見地から松島の風致景観に与える影響について検討すること。

2) 鉄塔・電柱・携帯電話基地局・各種アンテナ等

設置場所については、特に主要な展望地点からの風致景観を損なうことのないよう配慮し、高さ・設置数が共に最小限となる箇所を精査すること。また、既存設備との統廃合、地中化についても検討すること。個人住宅への引込柱など単発的なものについては、全体計画は必要ないものとする。なお、電柱等の形態・意匠については、既製品の採用にこだわらず、特別名勝松島の風致景観に配慮した仕様とすることが望ましい。

3) 港湾・漁港、水産施設

漁港、港湾については、多様な施設の集合体としてひとつの景観を形成するものであることから、諸施設の配置場所の選定及び個々の施設の形態・意匠については、特に配慮して計画することが望ましい。防波堤等の天端高については安全性に影響のない範囲で可能な限り低く抑え、構造・素材については周辺の景観との調和に努め

ること。

4) 河川・海岸保全

砂浜・海食崖など自然の状態が保持されている海岸線の改変を避けること。また、沿岸施設については、長大で直線的な形態を避け、可能な限り海岸線に合わせた曲線的な整備に努めること。護岸・消波堤等の構造物については、安全性に影響のない範囲で最小限の規模に抑え、植栽等により背後地との景観の調和に努めること。また、構造・素材については、周辺の風致景観との調和に努め、単調な平滑面が極力少なくなるよう努めること。

5) 法面保護、擁壁

地形に合わせた勾配を原則とし、切土は最小限に留めること。法面処理は緑化を原則とし、構造・素材については、安全性に影響のない範囲で周囲の景観との調和に努めること。また、特に主要な展望地点からの景観に配慮し、長大な単一勾配の法面とならないよう工夫すること。擁壁設置にあたっては、安全性に影響のない範囲で可能な限り小規模となるよう努め、特に主要な展望地点からの風致景観に配慮すること。

6) 公園緑地

整備目的・位置・規模等に係る必然性について整理し、特に主要な展望地点からの風致景観を損なうことのないよう配慮すること。また、意匠については周辺の風致景観及び植生との調和に努め、遊具等の工作物及び駐車場については、配置を工夫し、植栽等を行うことにより外部からの見え方にも配慮すること。

7) 公共建築物

公共建築物については、地域生活と密接に関わり、地域を代表する建築物ともなるため、形態・意匠については特別名所松島にとって良好な景観形成の観点から先導的な役割を果たすよう努めること。設置位置については特に主要な展望地点からの風致景観を損なうことのないよう配慮し、構造・素材・意匠については周囲の景観と調和するよう配慮すること。また、建築物の周囲には可能な限り植栽を行い、外部からの見え方に配慮すること。

8) 区画整理

区画整理にあたっては、地形や植生の改変を避け、必要最小限の範囲に抑えること。

9) 農地・森林整備

農地・森林については、現状を維持することが松島の風致景観の保存にとって有効であるため、整備規模を最小限に抑えるよう努め

| | |
|-----------------------|---|
| | <p>ること。農地整備にあたっては、原則として丘陵部を避け、地形・植生の改変を避けること。森林整備にあたっては、整備対象となる森林の形成過程を踏まえ、急激な植生の改変を避けること。</p> <p>別記</p> <p>※工作物のうち、特別名勝松島の風致景観に対する影響が軽微と見なされるものについては、「特別名勝松島の風致景観に対する影響が軽微と見なされる工作物の基準」に基づき取扱うこととする。(別紙1)</p> <p>※震災復興に伴う事業については、「震災復興に伴う特別名勝松島の保存管理の在り方に関する基本的な考え方」「震災復興事業と特別名勝松島の保存管理との両立のための基本方針」(別紙2)「震災復興事業と特別名勝松島の保存管理との両立のための指針」(別紙3)に基づき判断する。</p> <p>註</p> <p>主要な展望地点：四大観 多聞山・扇谷・富山・大高森</p> <p>展望地点：近代以降の観光開発を通じて整備された、四大観を含めた16の展望地点</p> <p>(2) 上記基準の適用区域</p> <p><u>今回、権限委譲を受ける範囲は、七ヶ浜町において高台造成される、1A・2A地区の以下の地番である。権限委譲後は2B地区として取り扱う。</u></p> <p>別表の通り</p> |
| <p>8 その他参考となるべき事項</p> | <p><u>(1) 平成25年4月1日付け文化庁告示第11号にて、松島町・七ヶ浜町・利府町における保護地区区分の1B・1C・2B・3種の各地区について権限委譲を受けている。いずれも人為的な土地利用がなされ、一部は市街地となっているところである。</u></p> <p>(2) 平成21年度作成の保存管理計画における地区区分と本管理計画における許可基準の区分との関係について、両者は同じである。</p> <p>(3) 他法令・条例による規制</p> <p>別紙4の通り</p> <p>(4) 権限委譲に伴う現状変更等の許可等については、宮城県文化財保護審議会松島部会において調査審議し判断する。</p> |